

手続きは
地元商工会で!



建設業一人親方の皆様へ

従業員がいなくても 労災保険に入れます

加入要件

手続き
簡単です

建設業であれば業種は問いません。

- 建設業を営んでいる一人親方（個人事業主）
- 労働者のいない法人役員
- 労働者の使用が年間100日未満である事業主
- 一人親方が行う建設事業に従事する家族の方

※上記のいずれかに該当し、当労災会および玉村町商工会の会員である方

労災保険の補償内容

安心です

- 治療は全額無料
治るまで全額無料で治療が受けられます。
- 仕事を休んだとき
休業4日目から働けるようになるまで、1日につき給付基礎日額の80%が支給されます。
- 障害が残ったとき
障害補償年金や障害補償一時金が支給されます。
- 死亡事故のとき
遺族補償年金や遺族補償一時金とともに葬祭料が支給されます。

一人親方労災特別加入に伴う費用

格安です

労災保険料	右記の給付基礎日額により、建設事業の労災保険料率 19/1000 を乗じて算定します。 (給付基礎日額×365日×19/1000=年間保険料)
年間事務手数料	年額で 3,000円 + 年間保険料の 2% です。 (労働保険事務組合の事務手数料とさせていただきます。)
一人親方 労災会会費	一人親方労災会の年会費で 2,000円 です。 (労災会運営に要する事務費用とさせていただきます。)
商工会会費等	玉村町商工会に未加入の方は、商工会の会員になっていただくことが必要です。 別途商工会加入金および商工会会費がかかります。 (加入金：5,000円(個人) 10,000円(法人) 年会費：8,000円)
例えば	商工会に未加入で、個人の一人親方が、給付基礎日額5,000円で加入する場合に1年間でかかる費用(加入時のみ商工会加入金が別途かかります) 【労災保険料】 【年間事務手数料】 【労災会費】 【商工会年会費】 34,675円 + 3,693円 + 2,000円 + 8,000円 = 合計 48,368円

平成24年1月1日現在

給付基礎日額	年間保険料
20,000円	138,700円
18,000円	124,830円
16,000円	110,960円
14,000円	97,090円
12,000円	83,220円
10,000円	69,350円
9,000円	62,415円
8,000円	55,480円
7,000円	48,545円
6,000円	41,610円
5,000円	34,675円

※給付基礎日額は休業補償額等の基礎となります。加入者の方の所得に応じて選択していただけます。

会員さんの声

 <p>田中 正彦さん 田中 備装 (電気工事業)</p> <p>「元請さんからすぐ労災保険に入るよう指示があり、商工会に相談したところ、2日後に手続きを完了していただきました。本当に助かりました。」</p>	 <p>重田 梅太郎さん 重田 表具店 (表具・内装工事業)</p> <p>「地元の商工会が対応してくれるので、些細なことでも、何かあればすぐ駆けつけてくれます。」</p>	 <p>内田 佳孝さん ユ一電業 (電気工事業)</p> <p>「なんとと言っても手数料が安い。また、保険料も3回分割払いができるので助かります。」</p>	 <p>萩原 美弘さん 萩原 鉄工所 (鉄骨建築工事業)</p> <p>昔から商工会にお世話になっていますが、近年従業員の雇用が無くなり、中小事業主から一人親方の労災保険に切り替えてもらいました。手続きも簡単でした。</p>	 <p>阿部 友幸さん 阿部 建築 (大工工事業)</p> <p>商工会なので、労災保険以外にも、融資や税務申告など親身に相談ののってもらえます。</p>	 <p>小野里 貴之さん エリシス (電気・消防設備工事業)</p> <p>家族だけで経営している場合、社長以外の家族も一人親方に該当するなど、労災特別加入制度について分かりやすく説明していただきました。</p>
--	---	---	---	--	---

群馬労働局認可

玉村町商工会建設業一人親方労災会

群馬県佐波郡玉村町下新田429-2 玉村町商工会内

TEL 0270-65-2954 FAX 0270-65-5122

【時間】月～金 8:30～17:15 ※土・日・祝 休み

